

令和8年度 さつま町職員採用試験受験申込書

[消防職用]

令和 年 月 日

| | | | |
|-----------|----------------------------------|---------------|---|
| 受験区分 | 消 防 職 | ※受験番号 | F |
| ふりがな | | 性 別 (任意記載) | 写真貼付箇所 3ヶ月以内に撮影したもので、脱帽上半身、正面 縦4cm×横3cm |
| 氏 名 | | | |
| 生年月日 | 平成 年 月 日生まれ (令和9年4月1日現在で 満 歳) | | |
| 現住所 | 〒 - [アパート名・部屋番号まで記入して下さい。] | | |
| 連絡先 | 【自宅】 - - 【携帯電話】 - - | | |
| メールアドレス | [試験案内(緊急連絡)等メール送付先] | | |
| 現住所以外の連絡先 | 〒 - [現住所以外への連絡を希望する場合は記入して下さい。] | | |

| 履 歴 | ※ 学 歴 | 学 校 名 | 学 部 名 学 科 名 | 所 在 地 (市町村名まで) | 修 学 期 間 | 正 規 の 修 学 年 数 | 修 学 区 分 |
|--------|-------|---------------------|-------------|-------------------|------------------|--------------------------|---------|
| | | 現在又は最終 | | | | 年 月 から 年 月 まで | 年 |
| その前 | | | | 年 月 から 年 月 まで | 年 | 平成・令和 年 月 卒業・卒見・中退 | |
| その前 | | | | 年 月 から 年 月 まで | 年 | 平成・令和 年 月 卒業・卒見・中退 | |
| その前 | | | | 年 月 から 年 月 まで | 年 | 平成・令和 年 月 卒業・卒見・中退 | |
| 履 歴 | ※ 職 歴 | 勤 務 先 (部課名まで詳しく) | | 所 在 地 (市町村名まで) | 期 間 | | 職 務 内 容 |
| | | | | | 年・月～年・月 | 年・月数 | |
| 現在又は最終 | | | | | 年 月 から 年 月 まで | 年 月 | |
| その前 | | | | | 年 月 から 年 月 まで | 年 月 | |
| その前 | | | | | 年 月 から 年 月 まで | 年 月 | |
| その前 | | | | | 年 月 から 年 月 まで | 年 月 | |

| 資 格 等 | 取得年月 | 資格等の名称 |
|-------|-------|-----------------|
| | 年 月 日 | 普通自動車運転免許 (有・無) |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |
| | 年 月 日 | |

《裏面あり》

| | |
|-----|--|
| 趣 味 | |
| | |
| | |
| | |

| | |
|-----|--|
| 特 技 | |
| | |
| | |
| | |

| | |
|-------|--|
| 志望の動機 | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

私は、さつま町職員採用試験の受験申込みをしますが、次の各号のどれにも該当して
おりません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることが
なくなるまでの者
- (3) さつま町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で
破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を
原因とするもの以外）

記載事項のとおり相違ありません

令和 年 月 日

氏名（自署）

【記入要領】

- ※ 受験番号欄を除いて、すべての欄に自筆で記入して下さい。
- ※ 連絡先欄は、現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入して下さい。
- ※ 学歴欄は最終学歴（在学中を含む）とそれ以前の学歴を新しいものから順に中学校まで記入
して下さい。
- ※ 職歴欄は、在籍又は最終の勤務先を最上段に記載し、以下前職を記載して下さい。
ただし、いわゆるアルバイトは含まない。
- ※ 性別記載欄が空欄の場合、体力試験の判定において必要となる場合があるため、直接お尋ね
する場合があります。